

障害福祉に関する制度

以下に示す制度は、印旛保健所ではなく、**お住まいの各市町**が主担当となります。

対象者の条件や利用までの流れは、市町によって異なる場合があります。

お住まいの各市町のホームページをご確認いただくか、お問い合わせをいただくようお願いいたします。

<印旛保健所管内各市町 障害福祉担当課一覧>

市町村名	名称	所在地	電話番号
成田市	成田市役所 障がい者福祉課	成田市花崎町 760 番地	0476-20-1539
佐倉市	佐倉市役所 障害福祉課	佐倉市海隣寺町 97	043-484-4164
四街道市	四街道市役所 障がい者支援課	四街道市鹿渡無番地	043-421-6122
八街市	八街市役所 障がい福祉課	八街市八街ほ 35 番地 29	043-443-1649
印西市	印西市役所 障がい福祉課	印西市大森 2364-2	0476-33-4136
白井市	白井市役所 障害福祉課	白井市復 1123 番地	047-497-3483
富里市	富里市役所 社会福祉課	富里市七栄 652 番地 1	0476-93-4192
酒々井町	酒々井町役場 健康福祉課 福祉班	酒々井町中央台 4 丁目 11 番地	043-496-1177
栄町	栄町役場 福祉・子ども課	栄町安食台 1 丁目 2 番	0476-33-7707

児童福祉法に基づくサービス

- ・障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等）が提供されます。

障害者総合支援法に基づくサービス

- ・難病の患者さんは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となります。
- ・小児慢性特定疾病、指定難病に該当するご病気をお持ちの患者さんは、手帳を持たずとも障害福祉サービスを受けられる場合があります。

▶日常生活の支援

ちば障害者等用駐車区画利用証の交付

- ・公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を利用するための利用証を交付するものです。
- ・小児慢性特定疾病医療受給者であることは、交付基準の一つとなっています。
- ・窓口場所や申請方法の詳細は、[千葉県 HP](#)にてご確認ください。



千葉県 HP

ヘルプマーク・ヘルプカードの交付：各市町障害福祉担当課

- ・小児慢性特定疾病をお持ちの方の中には、外見からわからなくても援助や配慮を必要とする方がいます。ヘルプカードとヘルプマークは、災害時や日常生活の中で困った時に、周囲の方に自身の障害等の支援や配慮を求める手段の一つです。
- ・各市町の障害保健福祉担当課に加え、[県の健康福祉センターでも](#)配布しています。



千葉県 HP

日常生活用具の給付：各市町障害福祉担当課

- ・障害児者等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与する事業です。給付の種目は大きく以下の6つに分かれています。
- ・各市町により給付品目、対象要件となる障害の程度、費用徴収の基準が定められています。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等
自立生活支援用具	入浴補助用具等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
排泄管理支援用具	ストーマ用具等
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修を伴う用具

補装具費の支給：各市町障害福祉担当課

- ・障害児が将来社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替する用具について、補装具費の支給を行うものです。
- ・難病患者等に対しては、身体障害者手帳を取得していないとも、身体障害者手帳の障害と同等と認められる場合は、支給対象となります。障害児（18歳未満）は要件を満たす医師が記載する補装具費支給意見書に基づき市が決定します。

- ・車椅子 ・電動車椅子 ・姿勢保持装置 ・義肢 ・装具 ・補聴器
- ・人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ) ・重度障害者用意思伝達装置
- ・歩行器 ・義眼 ・眼鏡 ・視覚障害者安全つえ ・歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く)
- ・車載用姿勢保持装置 <身体障害児のみ> ・起立保持具 ・排便補助具



千葉県 HP

小児慢性特定疾病児童日常生活用具：各市町障害福祉担当課

- ・日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、用具を給付するものです。受給者証があり、対象となる種目毎の対象者要件に該当する方が対象となります。
- ・国で定める日常生活用具の一覧は以下のとおりですが、市町によりその詳細が異なる場合があります。

- ・便器 ・特殊マット ・特殊便器 ・特殊寝台 ・歩行支援用具 ・入浴補助用具
- ・特殊尿器 ・体位変換器 ・車いす ・頭部保護帽 ・電気式たん吸引器 ・クールベスト
- ・紫外線カットクリーム ・ネブライザー(吸引器) ・パルスオキシメーター
- ・ストーマ装具(蓄便袋・畜尿袋) ・人工鼻 ・チューブ型包帯



小慢情報センターHP

▶諸手当・医療費助成等について

項目	概要	担当課
障害者手帳  千葉県 HP	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。 ・手帳を取得することで、税控除や減免等を受けることができるようになります。 	各市町障害福祉担当課 (P8 表記載)
難病者等お見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・医療受給者証の交付を受けている方等を対象に、見舞金が支給される制度。*印旛管内では、四街道市、白井市以外の市町で実施。 ・各市町により、対象者や支給額が異なります。支給には申請が必要となります 	各市町障害福祉担当課 (P8 表記載)
障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する 20 歳未満の在宅障害児に手当を支給するものです。 	各市町障害福祉担当課 (P8 表記載)
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・精神（発達障害を含む）または身体に中度または重度の障害を有するために、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の児童を育てている家庭に支給される手当です。 	各市町障害福祉担当課 (P8 表記載)
心身障害者扶養年金  千葉県 HP	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害があるために独立自活することが困難なものを扶養しているものが、毎月一定の掛け金を拠出し、万一のことがあった場合に後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付する制度です。 ・年金、加入期間に応じた額の弔慰金、加入期間に応じた額の脱退一時金が支給されます。 	各市町障害福祉担当課 (P8 表記載)
重度心身障害児医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者（児）の疾病にかかる医療費から保険給付の額を控除した額について助成するものです。 ・実施主体は市町村で、市町村ごとに条例等で助成方法等を定めています。市町が発行する受給券を保険証と一緒に提示していただくと、各市町が設定している自己負担金のみで受診できます。 	各市町障害福祉担当課 (P8 表記載)
未熟児養育医療	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の発育が未熟のままで生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度です。養育医療の対象となる未熟児の条件に合致し、指定養育医療機関で行われた治療に限ります。 ・申請には、医師の記載する養育医療主治医意見書等が必要となります。 	各市町母子保健担当課
こども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが病気などにより受診した場合の、医療保険の適用となる医療費を対象に助成を行うものです。 ・<u>助成対象となる年齢（学年）や窓口における自己負担金、所得制限の有無等は、市町村によって異なります。</u> 	各市町児童福祉担当課